令和8年4月15日

就労継続支援Ａ型事業所における知識・能力向上勉強会実施報告書

事業所名	サルース
住　所	川越市霞ヶ関東1丁目2番地23
電話番号	049-277-3428

事業所番号	1110401393
管理者名	鈴木　康司
対象年度	令和7年度

知識・能力向上勉強会の概要

＜活動内容＞

勉強会のタイトル：虐待防止・身体拘束・ハラスメント

場所：　サルース事業所

実施日：　令和7年4月8日

参加者：　スタッフ4名、利用者14名

＜目的＞

スタッフのみならず、利用者に対してもサマリーを理解してもらうため

＜内容＞　詳細は添付

＊　障害者虐待防止について
　1. 虐待とは
　2. 障害者虐待の5分類
　3. 通報・相談について
　4. 障害者虐待の現状（施設内虐待）

＊　身体拘束適正化について
　1. はじめに
　2. 3つの身体拘束（スリーロック）
　3. 言葉の身体拘束について

＊　ハラスメントについて
　1. パワーハラスメント
　2. 精神的暴力
　3. セクシャルハラスメント
　4. ハラスメントの被害にあった時は

＜活動の様子＞

利用者の反応

利用者は何となく理解していた感じであるが、今回の勉強会でそれぞれについて具体的に把握することが出来た

今後の課題

スタッフはYouTube等で研修を受けているため、今後はスタッフが講師になり、利用者に講義してもらう様にしたい

No.	ワンポイントレッスン	所属部署	承認	審査	作成
		サルース			鈴木

タイトル	障害者虐待防止について

1．虐待とは・・・

むごい扱いをすること（大辞泉）

⇒ 意図的「故意的」なもの
　非意図的「故意でない」なものを含む
⇒ 被虐待者が自覚があるか、自覚が無いかは問わない

2.　障害者虐待の5分類

種類	内　容	例示
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること	殴る、ける、たばこを押し付ける
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること	性交、性的暴力、性的行為の強要
ネグレクト（放棄・放任）	障害者の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他擁護者（支援者）としての義務を著しく怠ること	食事や排せつなど必要な支援を行わず放置する、病気の看護を怠る
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しい拒否対応など、障害者に著しい心理的外傷を与える、また自尊心を傷つける言葉を言うこと	侮辱、無視、成人の障害者を子ども扱いするなど
経済的虐待	本人の同意なしに財産等金銭の搾取したり、必要性なく本人が使う金銭の制限を行う	同意を得ない年金の流用など財産の不当処理

3.　通報・相談について

障害者福祉従事者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに、これを市町村に通報しなければならない

4. 障害者虐待の現状（施設内虐待）

虐待を行った障害者福祉施設従事者の職種

生活支援員	管理者	世話人	経営者	サビ管
41.8%	10.9%	10.1%	4.2%	6.8%

5.　すべての支援者が「虐待のリスクを持っている」という事を自覚しよう！

誰もが、意図しなくても虐待の加害者になる要素を持ち合わせていることを勇気をもって理解しよう！
「私は虐待なんて絶対にするはずがない！」
「うちの事業者は逆害なんてあり得ない！」
と断言している人の方が危険！

令和6年度埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修導入講義配布資料より抜粋

年・月・日	2025/4/1		

講　師	鈴木		
受講者	利用者 支援員		

No.	ワンポイントレッスン	所属部署	承認	審査	作成
		サルース			鈴木

タイトル	身体拘束適正化について

1．はじめに

全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利がある

＊権利侵害の根本的な問題は、障害当事者が自己決定権を奪われているということ

① どんな理由があり、やむお得ないとしても権利侵害に当たる行為

② 身体拘束は身体的虐待。当事者に身体的・精神的弊害をもたらす

③ 当事者以外のか家族や介護職員にも精神的苦痛となる

④ 適切な判断のもと、緊急やむおえない場合を除き、選択する手段ではない

身体拘束の廃止は、当事者の尊厳を回復し支援の質を向上させる虐待防止において欠くことのできない取り組み

障害者虐待防止法では**「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為**とされています

2.　３つの身体拘束（スリーロック）

種類	内　容
フィジカルロック（身体的な）	紐やベルト・柵などで身体の動き・行動を制限すること。問題視される身体拘束の多くが、これに当てはまる
ドラッグロック（薬物による）	薬物の過剰投与、不適切な投与で行動を抑制したり、夜間の徘徊などを眠剤や安定剤等の薬でコントロールすること 薬効が残り、転倒・活動性が低下することも！
スピーチロック（ことばによる）	「ちょっと待って」「～しちゃダメ」「危ないから座って」「悪いことしたら〇〇禁止！」といった抑制・叱責の言葉も含む

3.　言葉の身体拘束について

■ 当てはまるスピーチロック

「ダメです」「いけません」「ちょっと待ってください」「早くして」
「急いでください」「まだ寝ててください」　などなど

◆ 最近は行動を制限する・禁止する系の言葉はだいたいアウト

◆ 丁寧語ややわらかい表現でもアウト判定になりうる

■ スピーチロックの「何が」よくないのか？

① 本人意欲・やる気を低下させる

なんでもダメダメ言われたら本人らしい生活の否定（生活の質は下がる）

② 介護拒否や抵抗感・反抗的な感情が生まれる

施設や自宅での生活もしずらくなる

③ 結構よく怒る

定義があいまい・忙しさやゆとりの無さ・危険回避のため及ぶことも

職員もダメダメ言われたら何して得良いかわからなくなる！

■ 結局それってブーメラン

あれもダメじゃ職員も困ってしまう！八方塞がりだ！じゃ、利用者にはいいいの？

■ スピーチロックをしないメリットとは？

① トラブル回避

➡不適切な支援をしなくなる・虐待リスク低下

② 仕事がしやすくなり質が上がる

➡利用者との信頼関係が築ける・介護しやすくなる

③ コミュニケーション上手になる

➡ボキャブラリーを増やして良い関係性づくりを

令和6年度埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修配布資料「身体拘束適正化委員会について」より抜粋

No.	ワンポイントレッスン	所属部署	承認	審査	作成
		サルース			鈴木

タイトル	ハラスメント

利用者や家族等によるハラスメントとはどのような行為を指すのか

利用者や家族等によるハラスメントとは、利用者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族等へのハラスメントの両方を指します

1. パワーハラスメント　身体的暴力

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えた物により、労働者の就業環境が害される行為

①身体的な攻撃（暴行・障害）
②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
③人間関係の切り離し（隔離・仲間外し・無視）
④過小な要求（仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる）
⑤過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

2.　精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

①攻撃的な態度で大声を出された
②他者を引き合いに出し、過大なサービスなどを繰り返し要求された
③契約や制度上、提供できないサービスを繰り返し要求された
④人格や能力を否定する発言をされた
⑤脅迫する発言を受けた

3.　セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為

①サービス提供時、不必要に身体に接触された、接触されるようなことがあった（手を握られる、抱きしめられる、など）
②性的な発言をされた、繰り返し言われるようなことがあった
③性的な関係を迫られた
④食事やデートに執拗に誘われた
⑤アダルトビデオを流すあるいはヌードの写真が見られるように置かれた

4. ハラスメントの被害にあった時は

はっきりと意思を伝えましょう
会社の相談窓口（下記）にご相談ください
虐待防止・身体拘束等適正化委員会　委員長（所長）090-9645-7436
埼玉県労働局雇用環境・均等部（室）、総合労働相談コーナーへの相談も
雇用環境・均等室　048-600-6210
総合労働相談コーナー　048-600-6262